

令和7年

夏の県民交通安全運動実施要綱

運動期間 7月11日(金)～7月20日(日)



広げよう 無事故の記録 職場から

公益社団法人 群馬県安全運転管理協会

令和7年 夏の県民交通安全運動実施要綱



運動期間 7月11日(金)～7月20日(日)

実 施 要 綱

運動の目的

広く県民に交通安全思想と正しい交通ルール・マナーの普及・浸透を図り、交通事故を防止する。

運動重点

- ① こどもと高齢者の交通事故防止
- ② 自転車等の交通安全意識の向上と交通事故防止

スローガン

年間スローガン 危ないよ スマホばかり 見てる君
サブスローガン いいね！ 似合うね！ ヘルメット！

運動重点とそれぞれの立場で実施する事項

運 動 重 点 ①

こどもと高齢者の交通事故防止

【こどもは】

- 道路では、「飛び出さない」「遊ばない」
- 道路を横断するときは、手を上げるなどして車に横断する意思を伝え、左右の安全をよく確認する。
- 信号を横断するときは、青信号でも左右の安全を確認して、車の動きに注意しながら横断する。

【高齢者は】

☆ 歩行中の注意事項

- 道路を横断するときは、信号機や横断歩道のある場所を横断し、信号無視や斜め横断はしない。
- 夕暮れ時や夜間の外出は反射材の着用や明るく目立つ色の服装に心がける。

☆ 運転する場合の注意事項

- 一時停止や信号などの交通ルールをしっかり守り、体調不良のときは運転しない。
- 衝突被害軽減ブレーキ等の機能を搭載したサポカーの有用性を理解する。
- 安全運転に不安を感じた場合は、運転免許証の自主返納を検討する。

【車の運転者は】

- 横断歩道等では、横断歩行者等がいるときは必ず一時停止して進路を譲る。
- 規制速度を遵守し、スマートフォン等を使用しながらの運転やあおり運転は絶対にしない。
- 夕暮れ時早めのライト点灯を心がけ、対向車や先行車がない状況では、ライト上向きを実践する。
- 通学路やスクールゾーン、公園の近くを通行するときは、こどもの安全を守るため、速度を落として通行する。



主 唱 群馬県交通対策協議会

運動重点② 自転車等の交通安全意識の向上と交通事故防止

【自転車等の利用者は】

- 自転車等に乗る時は、乗車用ヘルメットの着用に努める。
- 「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法（原則車道の左側を通行、信号や一時停止を守るなど）を守って運転する。
- 夕暮れ時における早めのライト点灯に加えて、昼間のライト点灯も心がける。
- 群馬県交通安全条例に基づき、自転車保険に加入する。
- 自転車の安全を確保するために定期的な点検整備を行う。
- 飲酒をしての運転や、スマートフォン等を使用しながらの運転は絶対しない。

【家庭・学校では】

- 自転車事故の危険性や正しい通行方法などについて話し合い、交通ルールを理解を深める。
- 乗車用ヘルメットを正しく着用させるための指導や教育を行う。



【販売店は】

- 群馬県交通安全条例に基づき、自転車購入者に対し、自転車保険加入の有無を確認するよう努め、未加入者には自転車保険に関する情報を提供するように努める。

【車の運転者は】

- 一時停止交差点では、停止線の直前で確実に停止するとともに、歩道等との交差箇所直前と車道との交差箇所直前においても停止する3段階停止を心がける。
- 左右の見とおしが悪い交差点では徐行するとともに、優先意識を払拭して、不意の飛び出し等を予測した運転を心がける。

歩行者を優先させないとダメ!

自転車の交通違反は事故に直結する危険な行為!

ながらスマホは禁止!

飲酒運転は禁止!

夜間の無灯火はダメ!

大人がこどもの見本になろう!

わたしもヘルメットをかぶるね!

自転車のルールを守ろう!

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守ってつながる笑顔

夏の 県民交通安全運動

令和7年7月11日(金)～7月20日(日)

スリー
3ストップ運動

ワン ツー スリー
～1ストップ・2ストップ・3ストップで安全確認～



※ 一時停止標識がない場所でも左右の見通しが悪い交差点では、徐行して左右の安全を確認しましょう。

年間スローガン

危ないよスマホばかり 見てる君

サブスローガン

いいね！ 似合うね！ ヘルメット！



公益社団法人 群馬県安全運転管理協会・群馬県警察